

平成 30 年度事業計画

公益財団法人茨城国際親善厚生財団

当財団は、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）の事業活動につき、下記のように計画しています。

公 1 災害時における茨城県内の緊急医療福祉支援体制を強化する事業

（１）緊急時医療福祉ネットワークの構築

当財団は、グループの医療法人達生堂城西病院、社会福祉法人達生堂と一体となり、災害等の緊急時に、茨城県民を守るための緊急時医療福祉ネットワークの構築を一層推進します。そのため、当財団グループの持つ下記のサービスを一層整備、活用いたします。

- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）指定を受けた城西病院の、地域中核医療機関としての活動。
- ・ 城西グループ急変対応チーム（二次救命処置 ACLS の有資格者による救命チーム）による、緊急時の救命措置。
- ・ グループ敷地内にあるドクターヘリ用のヘリポートの活用。
- ・ 平成 27 年 5 月に結城市との間で締結した「災害時応援協定」に基づく、災害等の緊急時における当財団グループの医療スタッフの派遣、及び当財団グループ施設の福祉避難所としての提供。
- ・ グループ内に保有する「医療福祉包括相談センター」により、グループ全体のサービス情報を一本化して地域住民に提供することによる地域住民への保健・医療・福祉の包括的支援の実施。

（２）緊急医療福祉支援活動を担う人材の育成

災害時は、平常時と異なり、衛生状態の悪化、使用できる設備・機器・薬品類の限定、移動の困難などの劣悪な環境が想定されます。当財団グループは、タイ北部山岳地域での医療福祉支援活動を通じ、同地の中核医療福祉機関である「タイ国立メイサイ病院」と、平成 21 年に姉妹病院の提携を締結するなど、密接な関係を維持しています。当財団は、グループの職員等を同地に派遣し、日本に比べて不自由な環境での医療福祉の現場を視察させることによって、茨城県内の災害時における緊急医療福祉活動に資する事業を行ないます。

（３）緊急医療福祉活動に関する研修会・講演会の開催

（３－１）タイ国立メイサイ病院の医療福祉従事者を日本に招き、日本の最新の医療福祉事情を視察してもらうと同時に、日本に比べて不自由な環境であるタイ北部山岳地域における医療福祉の実際について、茨城県の医療福祉従事者との研修会や講演会等の交流の場を設け、茨城県内の災害時における緊急医療福祉活動に資する事業を行ないます。

（３－２）当財団グループがこれまで実施してきたアジア・中近東・アフリカ等での海外医療支援活動の経験について、茨城県の医療福祉従事者に対する研修会・講演会を開催し、茨城県内の災害時における緊急医療福祉活動に資する事業を行ないます。

公2 発展途上国において保健・医療・福祉支援活動を行う県内の法人・個人等に対する助成事業

発展途上国の医療福祉状況の改善に寄与するため、県内の法人・個人が行う寄贈事業への支援を行いません。

公3 茨城県内在住の児童・青少年と発展途上国の児童・青少年の相互理解を目指した短期留学事業

当財団の所在する茨城県結城市と、当財団グループが、タイでの活動の拠点とするチェンライ県メイサイ市とは、平成24年11月、国際親善姉妹都市盟約を締結しました。それ以来、茨城県とタイ王国の相互理解と友好関係の発展に寄与すべく、両国高校生の相互留学事業を継続して行っており、今年度も実施いたします。

公4 外国人技能実習制度の介護分野における監理団体としての事業

外国人技能実習制度に介護職種が追加されるにあたり、茨城県内の介護職種技能実習実施者に対して行う実習監理業務、すなわち発展途上地域からの介護職種実習生の受入れ支援及び介護職種実習の質の担保並びに介護実習生の保護が急務として求められています。この法律改正にあたり、当財団が、茨城県内において外国人技能実習制度に基づく実習監理業務を行うことにより、発展途上地域の外国人に対して介護職種に係る技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としてこの事業を実施します。

1. 事業の趣旨と目的

平成28年11月28日成立の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 平成28法律第89号」により、外国人技能実習制度に介護職種が追加されました。この制度改正により、茨城県内の介護職種技能実習実施者が、発展途上国から外国人技能実習生を受け入れるにあたり、外国の送出機関並びに外国人技能実習生と、茨城県内の実習実施者との間で正式な契約に基づく雇用斡旋を行うとともに、茨城県内実習実施者が適切な技能実習の実施を行い、且つ、外国人技能実習生が日本人労働者と同等の適切な処遇が確保されるべく監理することが必要とされています。当財団が、この制度の監理団体となって技能実習監理業務を行うことにより、発展途上国の実習生に対して介護職種に係る高度な技能の移転が図られ、その結果、茨城県と諸外国とが国際相互理解を促進させ、開発途上にある海外の地域に対する経済的協力が図られることを目的としています。

2. 事業の内容

本事業は、当財団が外国人技能実習制度における監理団体として、当財団と密接な関係を有するタイ王国及び中華人民共和国等の発展途上国から介護職種に係る技能実習生を受入れ、茨城県内の実習実施者による適切な実習環境のなかで、介護職種に係る高度な技能を実習生に移転することにより、当該国の経済発展を担う「人作り」に協力する事業です。

3. 業務内容

当財団は、外国人技能実習制度における監理団体として次の業務を行います。

(1) 送出機関との契約と実習実施者への人材紹介

外国の送出機関との間で外国人技能実習生の取次に係る契約を締結し、外国人技能実習生を茨城県内の技能実習実施者に対して人材紹介を行う。

(2) 技能実習計画の作成指導

実習実施者が作成する技能実習計画の作成指導を行う。

(3) 実習生への講習と教育支援

(3-1) 実習生の日本入国後、実習開始前に、日本語、介護導入講習、日本での生活一般、法令の遵守に関する座学講習を、所定の時間以上実施する。

(3-2) 日本語能力検定 N4 相当の日本語力で入国した実習生に対しては、入国後の 1 年間で同 N3 相当以上の日本語力に達することができるよう、実習実施者と連携して実習生への継続的な支援を行う。

(3-3) 実習生が、専門的技能の修得を行うことだけでなく、地域社会との交流や日本文化を学ぶ機会を持てるよう支援する。

(4) 実習実施者への指導・監査

(4-1) 技能実習計画の実施状況の確認並びに指導のため、規定の頻度にて、実習実施者を訪問し、指導を行う。

(4-2) 技能実習計画の実施状況の確認のため、実習実施者に対する監査を、規定の頻度で実施する。

(5) 実習生への支援、保護

実習生からの相談を受け付ける体制を十分に整え、相談を受けた際には適切な助言及び迅速な支援・保護を行う。

(6) 実習生の帰国渡航費用の負担

技能実習の終了・未終了に関わらず、実習生の帰国費用を負担し、責任をもって帰国させる。

(7) 実習終了後のフォロー

送出機関と協力し、実習を終了して帰国した実習生に対して帰国後のフォローを行い、事業の効果を検証する。